

準確定申告と相続税の申告

未亡人(母親)のDさん

相続税の申告以外に、何か申告しなければならないもの
はありますか？



準確定申告は必ずしなければならないのですか？

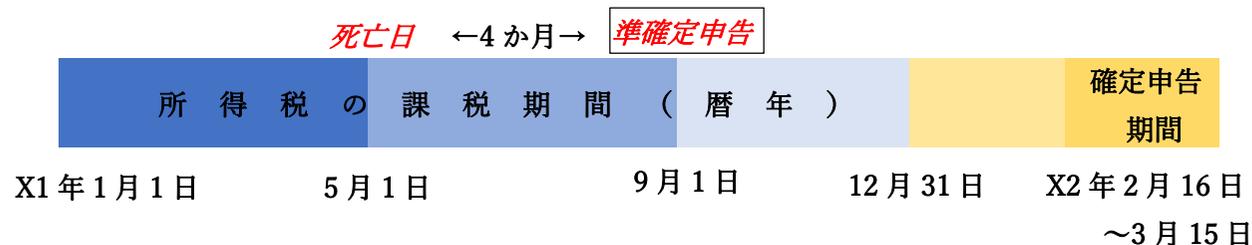
税金が戻ってくるのですか？ それは誰が受け取るの
でしょうか。

相談役のO氏

相続税の申告期限は相続開始から10か月以内ですが、その他にも「**準確定申告**」を行わなければなりません。

下図のように、通常の所得税の確定申告は所得計算期間の翌年に行われます。ですが、被相続人が年の中
途で亡くなられた場合は、その年の1月1日から死亡した日までに確定した所得金額と税額を計算して、死亡した日
の翌日から4か月以内に相続人が納税をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

【例: 被相続人がX1年5月1日に死亡した場合】



準確定申告の要件が通常の確定申告と同様のため、下記の場合は、**準確定申告が不要**となります。

- 被相続人が給与所得者(年収2000万円以下、勤務先が1箇所のみ、他の所得20万円以下)の場合。
- 被相続人が年金受給者(年額400万円以下、他の所得20万円以下)の場合。
- 相続人が相続放棄した場合。

ですが、源泉徴収や予定納税がある場合で「準確定申告」を行うと「**還付金**」が発生するため、その点も勘案す
る必要があります。

原則として、**各相続人**が受取人となります。遺言や分割協議で決まっている場合はそれに従って、それがない
場合は法定相続割合に従い確認に分配されます。その場合は、準確定申告の付表に各人の還付先口座を記入
する必要があります。

それ以外にも、**代表者が一括**して還付金を受け取る方法があります。その場合は、他の相続人全員分の氏名
等が記載された委任状を準確定申告書に添付する必要があります。

準確定申告における還付金は、相続税上は未収金として相続財産に加えます。